

## 農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 令和8年1月14日(水) 午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員(18人)

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1番	前田 和幸	2番	間崎 孝至	3番	桐生 五郎
4番	渥美 利男	5番	打田 光橋	6番	浦川 広巳
7番	山中 進	8番	阪田 泰久	9番	市川 正之
10番	舘 宣一	13番	稲田 利幹	14番	上田 みね子
15番	豊田 栄美子	16番	大野 久美子	17番	小林 登志樹
19番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員(1人)

12番 平子 伸

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 31 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 31 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 13 番 稲田利幹委員、議席番号第 14 番 上田みね子委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権に

ついてでございます。

議案書 6 ページ、23 の 177 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 6 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

23 の 177 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目、現況地目とも畑が 9 筆、登記地目、現況地目とも田が 1 筆、合計面積は 6,627 m<sup>2</sup>です。取得後は、水稻及び野菜を栽培するとの申請です。以上でございます。

議長 (会長)

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長 (会長)

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員 着席)

引き続き、残りの第 1 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

議案書 1 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1 の 159 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 254 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1 の 162 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 687 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 163 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 268 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 167 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 3,409 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 170 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 988 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 171 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目と

も田、面積は208㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、3の161番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は330㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3の169番は加佐登地区、申請地は加佐登町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は1,244㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、6の174番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は1,021㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、9の172番は河曲地区、申請地は十宮町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,215㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、17の168番は合川地区、申請地は長法寺町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目・現況地目とも畑が6筆、合計面積は1,077㎡です。取得後は野菜及びを栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17の176番は合川地区、申請地は長法寺町地内、登記地目・現況地目とも田が8筆、登記地目・現況地目とも畑が4筆、合計面積は1,442.91㎡です。なお、本件は遺言公正証書により遺贈を受けるための申請です。

続きまして、18の165番は井田川地区、申請地は小田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は5,448㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、19の155番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は4,855㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、19の156番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は3,419㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、19の157番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,384㎡です。取得後は、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、19の158番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも畑が13筆、登記地目 山林、現況地目 畑が2筆、合計面積は6,240㎡です。取得後は、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22の160番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は1,269㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22の164番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は171㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、23の173番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は806㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いた

だいております。

続きまして、23の175番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は317㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は22件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書7ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

23の20番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は1,441㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書8ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の5ページ目をご覧ください。

まず、9の19番は、河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目は畑、現況地目は宅地、合計面積は158㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、平成6年に当該地に農業用倉庫を建築しました。農地法上、敷地面積が200㎡未満の自己所有地で自己の農業用施設を建築する農地転用につきましては許可不要となっていますが、今回敷地の地目変更を行うために申請を行うものです。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書9ページ、及び位置図の続き6ページ目をご覧ください。

まず、1の146番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は1,551㎡です。申請内容は、資材置き場用地とするものです。申請者は、近隣にある資材置き場が手狭になったため、今回、あらたな資材置き場を取得する旨の転用です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の147番は加佐登地区、申請地は加佐登一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は871㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479㎡。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の145番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は173㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、管工事業を営んでおり、来客者用駐車場が不足しているため、あらたに駐車場として転用したい旨の申請です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の148番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は839㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、462.3㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の149番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目と

も田、面積は998㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、490.86㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の150番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,021㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、411.9㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の151番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は780㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、440.9㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の143番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目畑、現況地目宅地、合計面積は247㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫・作業場・駐車場用地とするものです。農地区分は、2種農地と判断されます。当該地は、譲受人の父によって、平成6年ごろに、農業用倉庫・作業場が建築され、農用車の駐車場としても使用されていたことから始末書が添付されています。また、令和7年10月29日に、農業用施設用地として農業振興地域整備計画の軽微な変更がなされていることから転用はやむを得ないものと考えます。

続きまして、23の144番は庄内地区、申請地は東庄内地内、登記地目田、現況地目畑、面積は770㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、410.22㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は9件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

21の143は農用地ということですが、農用地をはずすのですか。

事務局

農業用施設用地として農業振興地域整備計画の用途変更がされています。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

議案書 11 ページ、及び位置図の続き 15 ページ目をご覧ください。

1 の 36 番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 674 m<sup>2</sup>で、一体利用地を含めた合計面積は 739 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を資材置場用地として転用するものです。申請者は、建築業、土木業を営んでおり、現在使用している資材置場が不足していることから亀山市の取引業者に近い当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

3 の 33 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 404 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

6 の 34 番は白子地区、申請地は白子四丁目地内、登記地目田、現況地目畑、面積は 1,005 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を駐車場用地として転用するものです。申請者は、近隣医療機関の理事であり、患者増による駐車場不足が発生していることから付近にある当該地を駐車場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、申請人は、2013 年 12 月 15 日から土地を造成し駐車場として利用しており、始末書も添付されておりますことから、これを追認するものです。

10 の 35 番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 453 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に許可し得るものと考えています。

16 の 37 番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目田、現況地目畑が 1 筆、登記地目・現況地目とも畑が 1 筆、合計面積は 261 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を駐車場用地として転用するものです。申請者は、隣接地で自動車部品の製造及び加工等を営んでおり、従業員駐車場が不足していることから当該地を駐車場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存施設の拡張に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は 5 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

前回、第1種農地で計画の3分の1を認められるとお伺いしました、建築後に拡張することは認められますか。

事務局

拡張する場合は、第1種農地で1.5倍まで認められています。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画案の43ページ308番から45ページ333番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書43ページをお開きください。308番から45ページ333番は、椿地区で10a当たり5,000円から10,000円の賃貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。1ページと2ページは国府地区です。1番から15番は、使用貸借と10a当たり米30kg、2筆で米90kg、米35kg相当現金の賃貸借です。なお、10番から13番は欠番です。

3ページは庄野地区です。16番から24番は、使用貸借と10a当たり米20kg、2筆

で 3,000 円、5 筆で 15,000 円の賃貸借です。

4 ページと 5 ページは加佐登地区です。25 番から 34 番は、使用貸借と 10a 当たり 2,000 円と 4 筆で 20,000 円の賃貸借です。

6 ページは牧田地区です。35 番は、所有権移転です。中間管理機構の買入価格は、定額 50,000 円と売渡希望価格の 3%、ただし算定した額が 30,000 円以下の場合は 30,000 円を差し引いた額となります。また、中間管理機構の売り渡し価格は、出し手の売渡希望価格に定額の 30,000 円と売渡希望価格の 2%を上乗せした額となります。

7 ページと 8 ページは石薬師地区です。36 番から 47 番は、使用貸借と 10a 当たり米 30kg、1 筆 4,800 円と 7,000 円の賃貸借です。

9 ページは稲生地区です。48 番は、10a 当たり米 20kg の賃貸借です。

10 ページは飯野地区です。49 番は 10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

11 ページは河曲地区です。50 番から 54 番は、使用貸借と 10a 当たり米 10kg から 50kg の賃貸借です。

12 ページは一ノ宮地区です。55 番から 61 番は、10a 当たり米 10kg から 50kg の賃貸借です。

13 ページから 15 ページは箕田地区です。62 番から 90 番は、10a 当たり米 10kg から 50kg と 10a 当たり 13,750 円、J A 概算金米 10kg から 35kg 相当現金の賃貸借です。なお、83 番と 84 番は欠番です。

16 ページは玉垣地区です。91 番から 99 番は、1 筆米 5kg から 175kg と 1 筆 1,100 円から 33,000 円の賃貸借です。

17 ページは若松地区です。100 番から 102 番は、10a 当たり米 25kg から 50kg の賃貸借です。

18 ページから 38 ページは栄地区です。103 番から 283 番は、賃貸借権の移転です。すべて同一世帯内での移転です。

39 ページは天名地区です。284 番から 289 番は、10a 当たり米 25kg と米 25kg から 50kg 相当現金の賃貸借です。

40 ページは合川地区です。290 番から 297 番は 10a 当たり米 27kg から 35kg の賃貸借と使用貸借です。

41 ページは井田川地区です。298 番と 299 番は、10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

42 ページは久間田地区です。300 番から 307 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借と使用貸借です。

43 ページから 46 ページは椿地区です。308 番から 333 番は、冒頭でご説明いたしました。45 ページの 334 番から 46 ページ 343 番は、使用貸借と 10a 当たり 5,000 円から 10,000 円の賃貸借です。

47 ページから 49 ページは深伊沢地区です。344 番から 368 番は、3 筆で 10,000 円と 10a 当たり 15,000 円の賃貸借と使用貸借です。

50 ページと 51 ページは鈴峰地区です。369 番から 384 番は、使用貸借です。なお、379 番から 382 番は欠番です。

52 ページは庄内地区です。385 番は、使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

18 ページから 38 ページの案件ですが、すべて概算金額相当額と載っていますがすべて 1 表と考えてよろしいか。

事務局

中間管理機構に確認し、次回報告させていただきます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 6 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 10 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 10 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

間崎委員

合意解約について、貸し手と借り手双方が合意しているのですか。一方の申請で解約とはなっていませんか。

事務局

貸し手と借り手双方が合意して解約となっております。書類上双方の署名と捺印があることで確認しています。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。